

○観光地域づくりプラットフォーム支援事業

(観光庁観光地域振興課)

要求額 542百万円

観光を通じた地域振興を図っていくためには、行政区域にとらわれないエリアで様々な関係者が協働し、当該地域の資源を活用した着地型旅行商品を企画・販売する等、滞在型観光につながる持続的な取り組みを活性化させていくことが重要である。

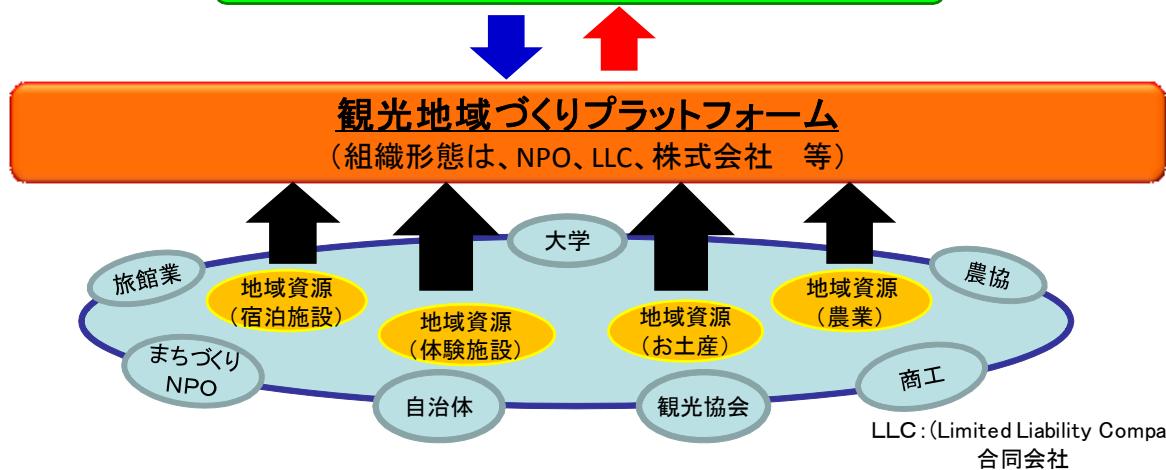
このため、こういった素地ができつつある観光圏において、様々な滞在型観光の取り組みを推進し、市場との窓口機能等を担う「観光地域づくりプラットフォーム」の形成を促進しつつ、着地型旅行商品の企画・販売、人材育成等を行う取組を支援する。

※着地型旅行商品：旅行先の地域が主体となり、各種体験や地元産品等当該地域ならではの観光資源を活用して造成された旅行商品

観光地域づくりプラットフォームのイメージ

- ・地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するため、市場と地域をつなぐ窓口組織。
- ・観光産業だけにとまらず、地域の幅広い関係者（農林水産業、商工業、行政、NPOなど）が参加。

市場（含 旅行会社、旅行者、消費者 等）



支援制度の概要

(1) 設立準備段階(1か年)

観光圏において、「観光地域づくりプラットフォーム」が着地型旅行商品の販売等を行うワンストップ窓口組織として持続的に機能していくための事業計画の策定に対する補助

- ・補助対象事業：計画策定（ワークショップ開催等）
- ・補助対象者：観光圏整備法に基づく協議会
- ・補助額：500万円（定額補助）

(2) 運営初期段階(原則2か年)

認定を受けた観光圏整備実施計画に基づき「観光地域づくりプラットフォーム」が実施する事業に対する補助

- ・補助対象事業：商品企画開発・販売促進、体験・交流・学習促進、人材育成、情報提供、宿泊魅力向上、イベント開発、交通整備、モニタリング調査
- ・補助対象者：法人格を有する「観光地域づくりプラットフォーム」
- ・補助額：事業費の4割

(平成22年7月27日現在)

観光圏整備実施計画認定地域(45地域)

